

監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」の改正について

2025 年 7 月 17 日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 805 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査 2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 39 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。	監査基準報告書 805 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査 2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 39 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。

新	旧
— 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） 《付録 1 財務諸表項目等の例》（A3 項参照） （省 略） 《付録 2 個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査報告書の文例》（A17 項参照） ・ 本文例は、いずれも、監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのもの である。 ・ <u>社会的影響度の高い事業体に対する財務諸表監査に適用される独立性に関する規定が適用され る場合には、監査報告書の「監査意見の根拠」区分にその旨（社会的影響度の高い事業体の財務 諸表監査に適用される規定を含む。）を記載する（監基報 700 第 28 項(3)及び文例 1 参照）。</u> <u>なお、監査報告書の配布及び利用が制限されている場合には、社会的影響度の高い事業体の監 査業務のみに適用される独立性に関する要求事項を適用する必要はない（倫理規則 R800.7 項参 照）。</u> （省 略） 以 上	— 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） 《付録 1 財務諸表項目等の例》（A3 項参照） （省 略） 《付録 2 個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査報告書の文例》（A17 項参照） <u>ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも、監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定 証明であるときのものである。</u> （省 略） 以 上 以 上